



2009年11月12日

各 位

会社名 株式会社 クレハ
代表者名 代表取締役社長 岩崎 隆夫
コード番号 4023 (東証・大証第一部)
問合せ先 広報・IR部長 古谷 良樹
(TEL 03-3249-4651)

公正取引委員会の審決に対する審決取消訴訟の不起訴について

当社は、公正取引委員会から2009年11月9日付けで、課徴金2億6,849万円の納付を命ずる審決を受けましたが、この審決に対して更に争うことはせず、審決取消訴訟を提起しないことを決定いたしました。審決取消訴訟を提起しないことに関する考え方、当期業績への影響及び審決取消訴訟の不起訴に至った経緯についてお知らせいたします。

記

1. 審決取消訴訟を提起しないことに関する考え方

この度審決の内容について慎重に精査し、これに対する対応を検討してまいりました。その結果、事実関係を含めて、公正取引委員会の判断と当社の見解には相違する点はあるものの、訴訟提起による時間的・費用的負担等を総合的に勘案した結果、審決取消訴訟を提起しないとの結論に至りました。

2. 当期業績への影響

課徴金を納付することが、当社及び当社グループの当期の業績に大きな影響を与えることはありません。

3. 審決取消訴訟を提起しないことに至った経緯

- (1)2003年2月12日に、当社は、国内における塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売分野について独占禁止法第3条後段「不当な取引制限の禁止」に違反する行為があったとの疑いで、公正取引委員会による立入り調査を受けました。
- (2)2005年7月28日に、当社は、独占禁止法第3条後段「不当な取引制限の禁止」に違反する行為があったとして、2億6,849万円の課徴金納付命令書を受領しました。
- (3)2005年8月11日に、当社は、課徴金納付命令を不服として、審判手続の開始を請求し、2005年12月2日から2008年5月30日まで12回の審判が行われてきました。
- (4)2009年11月9日に、公正取引委員会より、上記(2)と同額の課徴金の納付を命ずる審決が出されました。
- (5)当社は既に、2003年1月にモディファイヤー事業に関する営業権等を米国ローム・アンド・ハース・カンパニーに譲渡し、当該営業を行っておりません。

以 上